

令和6年度（仮称）第3次都心まちづくり計画策定支援業務 公募型企画競争 提案説明書

1 業務名

令和6年度（仮称）第3次都心まちづくり計画策定支援業務

2 業務の背景及び目的

札幌市では、平成28年に策定した「第2次都心まちづくり計画」に基づき、都心のまちづくりを推進してきた。一方で、本市の最上位計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」について、令和4年10月にビジョン編、令和5年10月に戦略編を策定した。

同ビジョンでは都心の目指す姿として、「民間投資と共鳴した新しい時代にふさわしい高次の都市機能の集積が進んでいます。また、快適な交流・滞留空間やみどりの創出、移動環境の充実により、魅力的でうるおいのある歩きたくなる都心が形成されるとともに、データや先端技術の活用などにより、イノベーションが創出され、新しい価値が生まれ続けています。」と掲げている。

現在、札幌の都心は、昭和47年の札幌オリンピックから50年以上が経過し、その際に建設された建物が一斉に更新時期を迎えている。また、令和12年度に北海道新幹線の札幌駅までの延伸・開業が予定されているほか、居心地が良く歩きたくなるまちづくりの推進や脱炭素社会の実現に向けたより強力なエネルギーの取り組みが求められるなど、大きな転換点に直面している。

これらの状況を踏まえ、今後も札幌都心が北海道・札幌の中心地としての魅力を高め、産業・経済等をけん引していくため、令和7年度末を目途に（仮称）第3次都心まちづくり計画を策定することとした。

本業務は、有識者等による検討会の開催を支援するとともに、市民・来街者等からの意見収集を実施し、（仮称）第3次都心まちづくり計画策定にあたり必要な検討事項を整理するものである。

3 業務内容

(1) 「（仮称）第3次都心まちづくり計画」の骨子の検討

都心の魅力を高めていくために必要なまちづくりの方向性等をまとめた「（仮称）第3次都心まちづくり計画」（計画期間20年）について、令和7年度の策定に向け、骨子作成までの検討と取りまとめを行う。また、公開を想定した検討状況の報告書および概要版（A3用紙2ページ以内）を作成し提出する。計画の内容は主に下記の項目を想定するが、詳細は業務を通じて検討する。

- ・ 計画策定の背景
- ・ 第2次都心まちづくり計画の振り返りと都心を取り巻く現状と課題
- ・ 都心の将来像

- ・骨格軸、交流拠点、エリアごとのまちづくり及び取組の方向性
- ・今後のまちづくりの重点プロジェクト
- ・取組の進め方（推進体制の検討）

なお、開発誘導策の検討については別業務にて発注する予定。検討状況については随時共有する。

(2) (仮称) 第3次都心まちづくり計画検討会の運営補助

計画の検討を行うため、有識者等からなる「(仮称) 第3次都心まちづくり計画検討会」(事務局：札幌市、以下「検討会」という。)における資料作成(1回目を除く)、会場準備・撤収(オンライン開催の場合はオンラインの準備も含む)、会議運営補助、会議の記録(録音、会議録の作成、並びに写真撮影)を行う。なお、会議録に関しては検討会終了後1週間以内に速報版を提出すること。

検討会は15名の委員(うち道外在住委員4名)で構成し、令和6年(2024年)6月から令和7年(2025年)3月までに3回の会議開催を予定(6月、8月、3月)。原則的に公開で行う。

有識者等の旅費・謝金、および会場使用料は委託料に含まない。

なお、検討会は都心の将来像や取組の方向性、取組の進め方を検討する全体会のほか、重点テーマにおける具体的施策を検討する部会を2つ設置し、年度中に各3回程度会議を実施予定。部会の具体的施策の検討、会議の運営・資料作成等は別業務として発注予定であるため、本業務には含めないが、部会で議論した内容は上記(1)の骨子検討や全体会での資料に反映する必要があることに留意すること。

(3) 市民、来街者等からの意見収集

都心を利用する市民・来街者が都心まちづくりに求めるニーズを明らかにし、計画策定の検討に反映することを目的とした意見収集を実施する。対面による意見収集を1回以上実施すること。そのほか、多様な市民・来街者の声を1,000件以上幅広く収集すること(対面であることは問わない)。

意見を収集するテーマは、公共的空間の利活用や居心地がよく歩きたくなるまちづくりの視点を入れることとするほか、令和3年度に実施した「都心まちづくりの今日的動向等に関する調査・検討業務」での市民アンケートを踏まえ、不足する視点を補う内容となるよう検討すること。

なお、意見収集は令和6年12月27日(金)までに結果を取りまとめ、報告書を提出すること。

(4) 業務報告書の作成

業務成果を報告書にまとめること。報告書の様式は「6 成果品」のとおり。

4 業務規模

10,000 千円を上限額とする（消費税及び地方消費税 10%を含む）。

※この金額は現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

5 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 14 日（金）まで

6 成果品

- (1) 業務報告書：A 4 縦、枚数制限なし、カラー両面印刷 5 部
- (2) 公開用（仮称）第 3 次都心まちづくり計画中間報告書（本書）：A 4 縦、枚数制限なし、カラー両面印刷 15 部
- (3) 公開用（仮称）第 3 次都心まちづくり計画中間報告書（概要版）：A 3 横、2 ページ以内、カラー両面印刷 15 部
- (4) 電子データ：(1) (2) (3) の PDF、および Word、Excel、PowerPoint 等作業可能な形式

7 参加資格

- (1) 札幌市競争入札参加資格者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが（1）～（5）を満たす必要があることに注意すること。

※ 技術士、一級建築士等の法令等に基づく特別な資格の有無を問わない。

※ 複数者が協力して参加した場合、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

8 企画提案を求める項目

以下の各項目について、それぞれ企画提案を行うこと。

- (1) 本業務に取り組むうえでの視点等について

札幌都心の現状、近年の社会経済動向及び第 2 次札幌市まちづくり戦略ビジョン等の関連計画を踏まえ、本業務に取り組むうえでの全体的な視点や、特に重要と考えら

れる点、留意すべき点等について提案すること。

(2) 「(仮称) 第3次都心まちづくり計画」の骨子の検討について

都心の魅力を高めていくために、第2次都心まちづくり計画における骨格軸、交流拠点、ターゲットエリアの中から特に今後20年で強化すべきと考える箇所とそこで実現すべき取組の方向性を提案すること。

(3) (仮称) 第3次都心まちづくり計画検討会の運営補助について

検討会の運営や資料作成等において、有識者等からの意見を引き出す工夫と、意見をとりまとめ検討を効果的に進めるにあたって重視すべき点について提案すること。

(4) 市民、来街者からの意見収集について

都心を利用する市民・来街者が都心まちづくりに求めるニーズを明らかにする意見収集について、対面による意見収集の手法と、多様な市民・来街者の声を1,000件以上幅広く収集する手法、それぞれの対象者、実施回数・実施時期について提案すること。

(5) 業務全体について

ア 本業務のスケジュール案について

本業務のスケジュール案を提案すること。

イ 独自提案について

本業務を実施するにあたり、提案者が必要、効果的と考える独自提案があれば提案すること。特に、上記3(1)で示した計画の内容に関する想定項目以外に必要と考える項目があれば提案すること。

ウ 過去の類似・関連業務実績及び業務の執行体制について

本業務に活かすことができると考える類似業務の実績と本業務の執行体制について、具体的に記載すること。

9 申込方法

(1) 提出物

正本は、以下のア～カの構成で一式とし、1部提出すること（提出にあたっては、一式を左肩一箇所ホチキス留めすること）。

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10部提出すること（提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと）。

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

ア 参加意向申出書(A4縦、1枚、様式1)

イ 業務従事者一覧(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式2)

ウ 類似業務等実績一覧(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式3)

- エ 業務体制の概要及び実施方法(A4、片面印刷、必要枚数、様式4)
- オ 企画提案書(A3横、片面印刷、2枚以内、様式自由)
- カ 業務費内訳書(積算書)(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式自由)

(2) 提出方法及び提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。

060-8611 北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課(5階南側)

(3) 提出期限

令和6年4月30日(火) 17:15【必着】

(4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市まちづくり政策局政策企画部都心まちづくり推進室都心まちづくり課でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/r6-tosinmatidukurikeikaku.html>

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

(ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社(者)の協力が予定されている場合についても記載すること。

(ウ) 本業務にて全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者1名を明記すること。

(エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには(○)を付けること。

イ 類似・関連業務等実績一覧について

本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載してもよい。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ 企画提案書について

(ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(6) 参考資料

ア 「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/vision/vision2/index.html>

イ 「第2次都心まちづくり計画」

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/toshin2.html>

ウ 「都心まちづくりの今日的動向等に関する調査・検討業務」報告書（令和3年度）

https://www.city.sapporo.jp/somu/machikiso/seika_r03.html

エ 「令和5年度 都心機能強化方策等の検討業務」報告書（令和5年度）

※ 参加資格を満たし、プロポーザルに参加する意思のある者には、希望に応じて、上記エの資料を前記（2）提出先にて提供する。

10 質疑

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式5）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室宛に電子メール又はFAXで送信すること。

電子メールのタイトルは「令和6年度（仮称）第3次都心まちづくり計画策定支援業務 質問書」とし、令和6年4月22日（月）12:00まで受け付けるものとする。

送付先電子メールアドレス：ki.downtown@city.sapporo.jp

FAX：011-218-5109

(2) 質問に対する回答

回答は電子メール又はFAXにて行う。また、公平を期すため、公開する必要があると認める場合は、質問と回答の要旨をホームページにて公開する。

11 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「令和6年度（仮称）第3次都心まちづくり計画策定支援業務」企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において、後述「12 評価基準」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 一次審査

ア 提出書類による書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い3件程度とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。

エ 応募件数が3件程度以下の場合は一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。なお、応募者が1件の場合、最終審査において最低基準点以上であれば最も優れた企画提案者として選定する。

(2) 最終審査

ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。

イ 出席者は総括責任者を含み最大3名までとする。

ウ ヒアリングは1者25分（説明15分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。

エ ヒアリングの詳細については、別途通知する。なお、ヒアリングをリモートで実施する可能性があるため、留意すること。

オ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

(3) 契約の相手方について

ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。

イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。

エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

(4) 審査スケジュール（予定）

ア 一次審査（書類審査） 令和6年5月7日（火）

イ 最終審査（ヒアリング） 令和6年5月10日（金）

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

12 評価基準

- (1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と定める。
- (2) 一次審査においては、最低基準点以上の者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。
- (3) 最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最低基準点以上の者のうち、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が同点となった場合は、評価の視点(2)の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。
- (4) 企画提案への参加者が1社（者）となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
(1) 本業務に取り組むうえでの視点等について	10
・本業務に取り組む上での全体的な視点が、業務の背景や目的、札幌都心の現状、近年の社会経済動向及び第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン等の関連計画を踏まえたものとなっているか。	
(2) 「(仮称)第3次都心まちづくり計画」の骨子の検討について	30
・都心の魅力を高めていくために、第2次都心まちづくり計画における骨格軸、交流拠点、ターゲットエリアの中から特に今後20年で強化すべきと考える箇所とその選定理由が適切な提案となっているか。	(15)
・今後実現すべき取組の方向性が、現実的かつ効果的な提案となっているか。	(15)
(3) (仮称)第3次都心まちづくり計画検討会の運営補助について	10

・検討会の運営や資料作成等において、有識者等からの意見をとりまとめ、検討を効果的に進めるにあたって重視すべき点が、適切な提案となっているか。	
(4) 市民・来街者等からの意見収集について	20
・都心を利用する市民・来街者が都心まちづくりに求めるニーズを明らかにする意見収集について、対面による意見収集の手法、対象者、実施回数、実施時期が適切な提案となっているか。	(10)
・多様な市民・来街者の声を1,000件以上幅広く収集する手法、対象者、実施回数、実施時期が適切な提案となっているか。	(10)
(5) 業務全体について	30
1. 業務の実施に無理がなく、適切かつ有効なスケジュールとなっているか。	(10)
2. 独自提案が、業務の目的を達成するに当たり、有効なものとなっているか。	(10)
3. 過去の類似・関連業務実績、執行体制が十分で、業務を円滑に遂行できると判断できる提案となっているか。	(10)
合計	100

13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本書に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に参加停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本書及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本書等に定める手続、方法等を遵守しない者

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製を含む）。
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製の作成を含む）。
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。

- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。
- (9) 本業務は個人情報を取扱うため、別添「個人情報取扱安全管理基準」及び「個人情報の取扱いに関する特記事項」への適合を要し、最終審査にて決定した契約候補者に対して、契約締結前に同基準への適否を審査する。なお、個人情報取扱安全管理基準の全ての項目を満たさなくても必要な保護措置が講じられていると言える場合には適合と判断することがある。

15 問い合わせ先

〒060 - 8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所5階南側）

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課

担当：杉原、森 TEL：011-211-2692 FAX：011-218-5109